

兵庫県の最低賃金が変わります。ご注意ください！

発効日 令和8年10月1日 時間額 1,172円

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、また年齢やパート・アルバイト・臨時・嘱託などの雇用形態の如何を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者・使用者双方の合意のうえで定めても、それは法律によって無効となります。最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日（休日）の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

◇最低賃金に関するお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署まで。

■中小企業・小規模事業者のみなさんへ

業務改善助成金のご案内

生産性向上のための設備投資など、事業場内で最も低い賃金を50円以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度です。（最大600万円）

◇業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（フリーダイヤル：0120-366-440）まで。

■現在、ハローワークに求人の申し込みを行っており、賃金額（時間換算額）が最低賃金を下回っている場合は、10月1日以降、求人を公開できなくなります。賃金見直しの場合はハローワークにご連絡いただくか、求人者マイページにて求人条件の変更手続きをお願いします。